

佐竹南家 御日記

第十五卷

自 天明三年 至 寛政元年

「佐竹南家御日記」は、湯沢の所預であった佐竹南家の御用座において、天和二年（一六八二）から慶応四年（一八六八）まで書き継がれた公用日記です。地方武士の暮らしや農業、商業、交通、宗教、気象などが詳細に記され、当時の社会事情を知る貴重な近世史料です。

本書は、天明三年（一七八三）正月から寛政元年（一七八九）十一月までの七年分を収録しました。

① 米の値段が高くなっているのに、雑飯を食べるよう書付にて、すべてに仰せ渡される。（天明三年三月）※雑飯（まぜめし）＝穀類に草木の葉を入れて炊いたもの。

② 田町で火事があり、家三十軒、名子二軒、土蔵二棟、郷蔵一棟焼失し、五人の死者を出す。（天明三年六月）

③ 浅間山が噴火し、湯沢にも火山灰が降る。（天明三年六月）※浅間山＝上州（現群馬県）と信州（現長野県）との境にある標高2,568mの活火山

④ 大町で火事があり、家三十軒、名子三軒、津軽様御本陣、高札覆柵、伝馬役所が焼失する。（天明三年七月）

⑤ 凶作のため、粥雑飯を食べるよう、町方へ申し渡す。（天明三年八月）

⑥ 凶作のため、年末の手当を無しとすること、つぎに米が実るまで、食事は粥雑飯を心掛けるよう、家中へお触れがある。（天明三年九月）※家中＝南家の家来



⑦ 凶作のため新酒造りの停止が命じられている中、久保田にて「湯沢酒」なるものが出回っているとのこと。吟味が甚だ不足しているので、情報提供を各役所に依頼する。（天明三年十二月）

⑧ 五穀成就の祈願のため、広大寺で大般若經の転読法要が七日間に渡り取り行われる。（天明四年三月）

⑨ 天明四年十月、藩より新たな規則（石高一石につき軽升一石三斗上納すること）が仰せ渡されたものの、岩崎村はじめ周辺の村々の百姓たちが抗議のため御用番に殺到する。同年十一月十五日にこの規則が撤廃される。（天明四年）

⑩ 久保田の四代正阿弥伝兵衛（鐔工）より、諸越忠兵衛次男弥七を養子にしたいと申し出があり、願いの通り認められる。（天明六年十二月）

⑪ 院内銀山への飯料千百五十俵分を湯沢より仕送りするよう、藩の銅山方より注文を受ける。（天明七年三月）

⑫ 小安御番所が建て替えられる。（寛政元年九月）

待望の第15巻発刊

既刊好評発売中

第1巻～第14巻

※第2巻は完売につき御了承ください。

頒布価格 5,000円（税込）

・ A5判・上製・布クロス装・函入
・ 本文 814 ページ ・ 出版 250 部 ・ 頒布価格 5,000 円（税込）
・ 付録 第15巻全文検索用 CD-ROM 1 枚
・ 発行 湯沢市教育委員会
〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号
TEL 0183-55-8193・FAX 0183-72-8515
Mail k-bunkazai@city.yuzawa.lg.jp